

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年1月28日
【事業年度】	第36期（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）
【会社名】	株式会社ビーアンドピー
【英訳名】	B & P C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 和田山 朋弥
【本店の所在の場所】	大阪市西区江戸堀二丁目6番33号
【電話番号】	06-6448-1801
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 清水 明
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区江戸堀二丁目6番33号
【電話番号】	06-6448-1801
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 清水 明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2017年10月	2018年10月	2019年10月	2020年10月	2021年10月
売上高 (千円)	2,899,247	3,067,197	-	-	-
経常利益 (千円)	480,021	639,124	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	277,139	464,069	-	-	-
包括利益 (千円)	277,139	464,069	-	-	-
純資産額 (千円)	1,421,372	-	-	-	-
総資産額 (千円)	2,097,826	-	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	710.68	-	-	-	-
1株当たり当期純利益 (円)	138.56	232.03	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.75	-	-	-	-
自己資本利益率 (%)	21.11	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	476,332	391,159	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	142,514	39,157	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	94,203	88,829	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,094,418	1,357,591	-	-	-
従業員数 (人)	176	-	-	-	-
[外、平均臨時雇用者数]	[14]	[-]	[-]	[-]	[-]

(注) 1. 当社は、第32期より連結財務諸表を作成しております。なお、第33期については、期中に唯一の連結子会社である株式会社ニコールを吸収合併し、連結会計年度末においては連結子会社が存在しないため、連結貸借対照表を作成しておりません。そのため第33期の純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、自己資本利益率及び従業員数については記載しておりません。また、第34期より連結財務諸表を作成していないため、連結経営指標等については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第32期は潜在株式が存在しないため、第33期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 第32期及び第33期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

5. 第32期及び第33期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PWC京都監査法人の監査を受けております。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を[]外数で記載しております。

7. 当社の決算日について第32期までは10月20日ですが、2018年1月11日開催の第32期定時株主総会決議において定款の一部変更を行い、第33期から10月31日となっております。

8. 2018年3月30日開催の取締役会決議により、2018年4月20日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。そのため、第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2017年10月	2018年10月	2019年10月	2020年10月	2021年10月
売上高 (千円)	1,945,191	2,407,247	3,011,486	2,441,353	2,549,241
経常利益 (千円)	376,430	553,353	426,218	211,631	271,291
当期純利益 (千円)	197,645	543,562	311,120	140,412	189,604
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	10,000	10,000	286,000	286,000	286,000
発行済株式総数 (株)	200	2,000,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
純資産額 (千円)	1,341,878	1,825,441	2,588,562	2,613,975	2,752,979
総資産額 (千円)	1,784,135	2,451,557	3,160,344	3,025,312	3,191,643
1株当たり純資産額 (円)	670.93	912.72	1,125.46	1,136.51	1,196.95
1株当たり配当額 (円)	300,000	50	50	22	31
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	98.82	271.78	149.36	61.05	82.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	146.98	60.75	82.36
自己資本比率 (%)	75.21	74.46	81.91	86.40	86.26
自己資本利益率 (%)	15.53	34.32	14.10	5.40	7.07
株価収益率 (倍)	-	-	13.72	18.26	13.40
配当性向 (%)	30.4	18.4	33.5	36.0	37.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	439,483	265,330	196,422
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	71,218	29,384	70,328
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	428,694	126,152	59,104
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	2,154,550	2,264,344	2,331,333
従業員数 (人)	124	173	184	183	173
[外、平均臨時雇用者数]	[1]	[11]	[9]	[8]	[5]
株主総利回り (%)	-	-	-	55.5	56.5
(比較指標: 配当込みTOPIX)	(-)	(-)	(-)	(97.1)	(125.6)
最高株価 (円)	-	-	2,600	2,058	1,329
最低株価 (円)	-	-	1,859	691	1,006

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第34期以降の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、また第32期及び第33期は連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第32期は潜在株式が存在しないため、第33期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2019年7月24日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から第34期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第32期及び第33期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
6. キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、第32期及び第33期は連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
7. 財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PWC京都監査法人の監査を受けております。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を[]外数で記載しております。
9. 第32期から第34期の株主総利回り及び比較指標については、2019年7月24日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、記載しておりません。第35期及び第36期の株主総利回り及び比較指標については、2019年10月期末を基準として算定しております。
10. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
11. 当社株式は、2019年7月24日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、2021年10月29日付で東京証券取引所市場第二部に市場変更しております。それ以前の株価については該当事項はありません。
12. 当社の決算日について第32期までは10月20日ですが、2018年1月11日開催の第32期定時株主総会決議において定款の一部変更を行い、第33期から10月31日となっております。
13. 当社は、2018年4月20日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。そのため、第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

1985年10月	和田山コピーセンター株式会社を資本金300万円にて大阪市西区阿波座に設立し、ゼロックス専用のコピーサービス事業を開始
1990年11月	株式会社ピーアンドピーを設立し、大判フルカラー印刷機による大判カラープリント出力事業に参入。和田山コピーセンター株式会社はコピーサービス事業専門に、株式会社ピーアンドピーは大判カラープリント出力事業に事業を区分する
1991年10月	大判カラープリント出力事業を和田山コピーセンター株式会社へ移管すると同時に、和田山コピーセンター株式会社を株式会社ピーアンドピーに社名変更し、旧株式会社ピーアンドピーを清算する
1996年4月	大判フルカラー印刷機を一新し、世界初の写真画質のインクジェットプリンターを導入 インクジェットプリンターの導入により、大判カラープリント出力事業をインクジェットプリント事業に名称変更
2001年10月	コピーサービス業から撤退し、インクジェットプリント事業に全面的に参入
2002年7月	南青山営業所を東京都港区南青山に開設し、東京へ進出
2007年1月	東京営業所を東京都港区新橋に開設
2009年10月	従来のダンボールより丈夫でリサイクル可能な段ボール商品『リボード』（注1）の取扱いを開始
2010年6月	プライバシーマークを取得
2010年12月	大阪本店を現在の住所である大阪市西区江戸堀へ移転
2013年7月	5m幅までの出力を可能とする高速広幅UV出力機を大阪本社に導入し、西日本エリアのサイン業者を中心に屋外広幅出力サービスを開始する
2014年1月	東京営業所を東京本社とし、一部本社機能を大阪本店より移管する
2014年7月	ネット通販サイト『ハイプリント』の営業を開始
2014年11月	最新鋭の高速広幅UV出力機を東京本社へ増設し、東日本エリアでも屋外広幅出力サービスを開始
2015年5月	江東事業所を東京都江東区東陽に開設し、大阪、東京、江東を生産拠点とする 布地への出力を可能とする昇華転写出力サービス（注2）を開始する
2016年11月	株式会社ニコール（横浜市神奈川区守屋町）を買収し100%子会社とする。プリントシール機の外装カーテン、壁紙等の生活資材製品が取扱製品に加わり、生産拠点が大阪・東京・江東・横浜となる
2018年3月	3Dプリンターを東京本社に導入し、3Dプリントサービスを開始
2018年7月	株式会社ニコールを吸収合併し、ニコール事業部とする
2018年12月	江東事業所をニコール事業部の隣接地に移転しワイドフォーマットスタジオを開設
2019年4月	福岡営業所を福岡市博多区博多駅前開設
2019年7月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年11月	名古屋営業所を名古屋市中村区名駅に開設
2021年2月	デジタル化の流れに適合したサービスとしてデジタルサイネージの販売を開始
2021年3月	インテリア・内装分野向けのデジタルサイネージを展開するため、株式会社ピースリーと業務提携契約を締結
2021年5月	EC領域における販売促進をサポートする新たな事業としてインターネット通販サポート事業を開始
2021年8月	東京本社を東京都中央区八丁堀に移転し、首都圏エリアの営業部門を東京本社に統合するとともに、首都圏エリアの生産部門を横浜ファクトリー（ニコール事業部を増床のうえ改称）に集約
2021年10月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2021年11月	インターネット通販サポート事業においてWEBプロモーションの支援を開始し、事業の名称をデジタルプロモーション事業に変更

（注）1.リボード:

スウェーデン生まれの環境配慮型の段ボール素材です。100%紙素材ながら非常に高い耐湿・耐久性を持っており、展示会などの短期イベントや店頭ディスプレイなどに利用されております。

（注）2.昇華転写出力サービス:

昇華型インク（分散染料インク）をインクジェットプリンターで転写紙に鏡像（左右反転）印刷し、その転写紙の印刷面を転写素材（ポリエステル等の布地）の転写面に合わせて、熱転写機にて、高温と圧力を加えることにより、気化したインクが被転写物の分子構造に入り込み、染色する技術を昇華転写プリントと言います。使用用途としては、のぼり旗やタペストリー等の風合いのある布地が挙げられます。

3【事業の内容】

当社では、お客さまの販促・マーケティング活動を支え、日本社会、地域社会の発展に貢献し続けるために、「より良い働きを通じて 全従業員の物心両面の幸せを創造し 社会へ貢献する。」という経営理念を掲げております。

また、当社は、お客さまからの受注に基づき、業務用の大判インクジェットプリンターを使用し、プリント・加工・納品までを一貫して行うインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

インクジェットプリント事業では、主として、広告代理店、広告制作会社、印刷会社、デザイン会社等から発注される「販売促進用広告物の制作」及びゲーム機メーカーが取り扱うプリントシール機の外装カーテン、並びにインテリアメーカーやインテリア専門商社が取り扱う、内装壁紙や床材等の「生活資材・製品制作」を行っております。

約25年前に印刷業界において、アナログ写植から組版～製版など印刷前の作業工程がデジタル化され、オンデマンドの利点を活かした特定の分野で、着実にインクジェットプリントがその適用分野を拡大しつつありました。インクジェットプリントは、オフセット印刷と比較して版作成が不要（版レス）のため、スピード対応が可能で短納期にも対応できることや、必要なものを必要なだけ制作できるため、余分な在庫をかかえる必要がなく極小ロットにも対応できることが大きな特徴です。また、オフセット印刷では不可能なサイズへのプリントが可能となり、応用範囲が格段に広がってきました。従来の印刷方法では、少数のもの（特に大判のもの）も必ず大量印刷物と同じ工程をとらなければならなかったため、コスト的に見合わずに断念するケースが多くみられました。

しかし、ここ近年において、大判インクジェットプリンター製品の性能向上に伴い、プリントスピードが大幅に上がり、また出力解像度が向上したことにより、従来の手間やコストが大幅に削減され、オフセット印刷市場へインクジェット業界が進出していくことが可能となりました。また、インクジェットプリンターは、当初は紙にプリントする用途が専らでありましたが、大判インクジェットプリンターの技術革新・高画質化に伴い、紙以外のアクリル素材、木材、衣類などの多種多様なあらゆる材料へのプリントが可能となり、ここ数年では、3Dプリントといった二次元から三次元へのプリントも可能になりました。このように「インクジェットプリント」がどんどん私たちの生活に近づき発展しつつあります。我々は「インクジェット」と調和し、より世の中に身近なところでお手伝いを行い、技術の進歩、業界の発展に全力を注ぎたいと考えております。

その中で当社では、年々多様化してきている顧客ニーズに対応するべく、全国都心部において、100台以上の多種多様な業務用インクジェットプリンターや各種加工マシンを保有しております。また、100名を超える制作オペレーターを配置しインクジェットプリントサービスを展開しております。

当社の主な販売市場としましては、販売促進用POP・什器製品を主な商材としたセールスプロモーション市場、店舗・商業施設・展示会など屋外広告物で使用するサイン製品を商材としたサイングラフィックス市場、テーブルクロスやファブリック素材など布地プリント製品を商材としたテキスタイル市場、壁・窓・床を中心とした壁紙やカーテン、内装インテリア製品を商材とした内装インテリア市場の4つに区分されます。

当社が提供する主たるサービスについては「販売促進用広告制作」と「生活資材・製品制作」の2つに分類され、その特徴は以下の通りです。

(1) 販売促進用広告制作

販売促進用広告制作においては、広告代理店、広告制作会社、印刷会社、デザイン会社、屋外サイン業者等から発注される販売促進用広告物を制作しております。

営業体制

営業部門は大阪、東京、横浜、名古屋、福岡に拠点を置いております。原則として街の中心部に位置しており、例えば大阪では大阪市内という限られた地域に絞り、都心の利点を活かして非常に限られたエリア単位で営業部員をきめ細かく配置しながら、サービスを展開しております。

当社では、広い地域であらゆる業界からの受注を目指すのではなく、広告代理店、広告制作会社、印刷会社、デザイン会社、屋外サイン業者に的を絞り、そうしたお客さまが集中する都心部の狭い地域において受注占有率で地域No.1になることを基本方針としております。

また、広告業界の特性として、広告代理店等が広告主から即応体制を求められ、当社も即納体制を整備することが受注獲得の上で非常に重要になります。このため、お客さまから近い地域に制作拠点を設けることがお客さまにとって非常に利便性が高く、安心して発注できるというメリットがあります。都心部エリア外に位置する広域エリアのお客さまに関しては、広域エリア専任営業を配置し、受注獲得を行っております。さらに、インターネット経由による問い合わせに関しても専任窓口を配置し、ECサイトとWeb受注専用ページ(ランディングページ)を運用し、受注獲得を行っております。

制作体制

制作部門は、大阪、横浜、名古屋、福岡に拠点を置いております。主要な拠点において、24時間体制で生産を行っており、お客さまからの短納期の注文や緊急案件を含め、様々な要望にも対応可能なサービス体制を構築しております。また、1箇所の拠点に受注が集中した場合においては、拠点間での連携制作を行い、生産機会の逸失を防ぐ体制をとっております。また、各拠点間での製品の品質差異を防ぐために、拠点間同士での色統一が可能となる測色システムを導入し、品質管理体制を強化しております。

当社では、制作体制の「アナログからデジタル化」を基本方針として掲げ、加工の機械化・高速化を図ることを重点的に行っております。最新鋭設備を調査し、オートメーション化を加速させていきます。

また、横浜に3Dスタジオを設置し、高精彩の立体造形製品や、形状確認用のモックアップ試作製造を行うことができるフルカラー立体造形サービスを展開しております。モデリングソフトやスキャナーも導入し、自社内で3Dデータの作成まで行える体制を取っております。



販売促進用広告製品の概要

店頭用セールスプロモーションツールや屋外広告サイン、展示会装飾、3D立体造形サービスなど、多種多様な販売促進用の広告製品を制作しております。



(2) 生活資材・製品制作

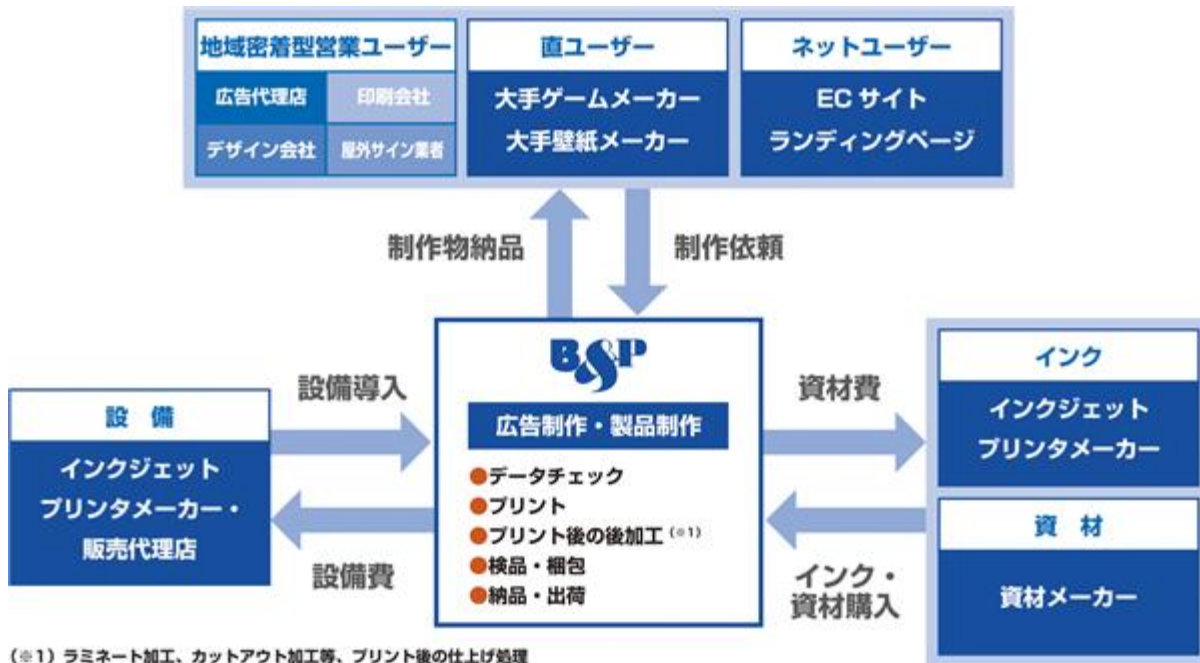
生活資材・製品制作においては、ゲーム機メーカーが取り扱うプリントシール機の外装カーテン、及びインテリアメーカーやインテリア専門商社が取り扱う壁紙や床材などの製品、並びにオリジナル壁紙製品などを制作しています。

これらのお客さまからは、長期的な計画に基づいて当社に対する発注があるため、お客さまごとに専任の営業部員を配置し、お客さまとの関係を密にしてお客さまの動向を把握しております。また、製品の大量連続生産が必要となるため高い生産技術や、定期的な材料試験を通して適切な材料品質の管理体制を構築しております。

また、多店舗展開企業・病院・幼稚園・スーパー・ホテル・アミューズメント施設・オフィス・個人住宅などの内装インテリア業界へ、壁紙などのインクジェットプリント製品のサービスを行います。



事業系統図



(※1) ラミネート加工、カットアウト加工等、プリント後の仕上げ処理

なお、当事業年度より、従来のインクジェットプリントによる製品販売の経験を活用して、「リアル領域」と「デジタル領域」を融合させたビジネスモデルに挑戦するべく、販売促進用広告分野及びインテリア内装分野におけるデジタル技術に対応したデジタルサイネージ事業と、リアルとデジタルの販売促進をトータルでサポートするインターネット通販サポート事業を開始いたしました。

いずれも当事業年度においては事業の立ち上げ段階であり業績への影響は軽微ですが、将来的にはインクジェットプリント事業に次ぐ事業に成長させてまいります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
173 (5)	35.1	7.7	4,861,491

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合はありませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

(1) 経営方針

当社では、経営理念として「より良い働きを通じて 全従業員の物心両面の幸せを創造し 社会へ貢献する。」を掲げております。

また、「我々の果たすべき役目(MISSION)」として「お客さまの販促・マーケティング活動を支え、日本社会、地域社会の発展に貢献し続ける。」を、「実現させる将来の姿(VISION)」として「挑戦と創造の心を大切にし、企業の持続的発展と働きがいあふれる会社になる。」を、「組織の共通の価値観(VALUE)」として「1. 誠実をきわめた信頼性 2. 本質をきわめた独創性 でまわりの人々に感動を与え、幸せにする。」を掲げております。

この経営理念と企業理念のもと、インクジェットプリント事業を軸に、保有するノウハウを隣接分野で多角化し、「リアル領域」と「デジタル領域」を融合させたビジネスモデルを構築することにより、さらなる成長と企業価値の向上を目指します。

(2) 経営戦略

当社はお客さまからの受注に基づき、業務用の大判インクジェットプリンターを使用し、プリント・加工・納品までを一貫して行うインクジェットプリント事業を主要な事業としております。主として、広告代理店、広告制作会社、印刷会社、デザイン会社等から発注される「販売促進用広告物の制作」、及びゲーム機メーカーが取り扱うプリントシール機の外装カーテン、並びにインテリアメーカーやインテリア専門商社が取り扱う内装壁紙や床材等の「生活資材・製品制作」を行っております。大阪、東京、横浜、名古屋、福岡に拠点を置き、得意先様からの様々な要望にお応えするため、プリンターや加工マシンの新規導入や更新による生産体制の拡大と顧客・販路の拡大をこれまで行ってまいりました。24時間生産体制にて、短納期の注文や緊急案件にも対応できることが当社の強みでもあります。「短納期」と「ワンストップサービス」をキーワードに、他社よりも質の高いサービス、付加価値の高いサービスを提供することが、当社の主たる経営戦略であり、以下の二つを成長方針として掲げております。

基幹事業の拡大・強化

基幹事業であるインクジェットプリント事業を拡大・強化する。

新規事業の積極的展開

インクジェットプリント事業を軸に、デジタルサイネージ事業とデジタルプロモーション事業(インターネット通販サポートから名称変更)を成長させる。

(3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、継続的な事業拡大及び、持続的な利益成長の観点から成長性や効率性の向上に取り組んでおり、「売上高」と「売上高成長率」及び「売上高経常利益率」を重要な経営指標として位置づけ、継続的な利益体質を構築することで売上高成長率10%を目標としております。

(4) 経営環境

今後の見通しにつきましては、いまだ新型コロナウイルス感染症は収束に至っておらず、新たな変異株の発生が報じられる中、国内企業の販売促進活動は抑制的であり、イベント・展示会関係に対しても一定の制限が継続し、完全な回復には時間を要することが考えられます。そうした中でも国内経済は回復基調にあり、当社の事業領域である販売促進用広告の分野においても状況が好転するものと考えております。

しかしながら、当社を取り巻く環境は、引き続き、他社との受注獲得競争が続き、それに伴う価格競争の激化などの影響を受け、経営環境は厳しさを増すものと考えます。こうした課題に向けて、当社は従来のインクジェットプリント事業を軸としつつ、2021年10月期より開始したデジタルサイネージ事業とインターネット通販サポート事業(2022年10月期よりデジタルプロモーション事業に名称変更)を成長させることにより、「リアル領域」と「デジタル領域」の融合を進めてまいります。

また、今後の当社のさらなる成長および企業価値の向上を実現させるには、M&A戦略が非常に重要と考えており、M&Aに関する各種調査を積極的に行い、具体的に計画を進めてまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

このような経営方針の下、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、以下の項目と認識しております。

内部管理体制の強化

当社事業の継続的な発展のためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は重要な問題であり、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、ステークホルダーに対して経営の適正性や健全性を確保しつつも、さらに効率化された組織体制の構築に向けて内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

コンプライアンス体制の強化

当社は、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行しており、誠実な姿勢を企業行動の基本として、事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化してまいります。今後、さらなる事業拡大と企業価値の向上に向けて、引き続き日常業務における関連法令の遵守を徹底するとともに、定期的なコンプライアンス研修の開催、各種取引の健全性の確保、情報の共有化、再発防止策の策定などを行い、また、厳正な管理による社会の「公器」としての責任を重視した透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

認知度の向上

当社が今後も成長を続けていく上では、当社の認知度を向上させていくことが必要不可欠であると考えております。展示会の出展や参加、SNSやWeb広告を活用した露出、自社サイトのリニューアル等の活動を積極的に実施していく方針です。

営業力の強化

当社が、事業拡大を進めていくにあたっては営業体制の強化が欠かせません。社内の営業人員の育成を加速させつつ、有能な人員の採用を強化していきます。また、協業先（得意先・仕入先）とのビジネス提携も積極的に行い、販売チャネルの拡充及び、営業活動により、より多くの新規顧客の獲得と既存顧客を深耕していくことで事業規模の大幅な拡大を図ってまいります。

なお、当事業年度において、東京本社を移転し、東京事業部の営業部門とニコール事業部の営業部門を新東京本社に統合し、首都圏エリアにおける営業機能の強化を行いました。

生産体制・技術力の強化

当社が、事業拡大を進めていくにあたっては生産体制の強化と技術力の向上が欠かせません。社内の制作人員の育成を加速させると同時に、高度かつ専門的な知識を有する職種に関しては、有能な専門職の採用を強化してまいります。また、「アナログからデジタル化」を積極的に進めていくため、最新鋭機器を調査し、加工の機械化・高速化を図ると同時に、ソフトウェアによるオートメーション化を加速させてまいります。

当事業年度において、首都圏エリアでの生産体制を横浜ファクトリー（ニコール事業部を増床のうえ改称）に集約いたしました。横浜に国内最大規模のインクジェットプリントによる生産体制を持つことにより、自由度が高くなり、従来よりもさらに高いサービスを提供することが実現できると考えております。

人材の確保と育成

当社は創業以来、優秀な人材を継続的に確保し、人格形成を育成することが最も重要な他社との差別化と認識しております。そのために当社では、従業員のプロフェッショナル化としてインクジェットやデジタル分野に関する専門知識の習得を求めだけでなく、すべての業務に携わる従業員に対し、自己研鑽を重ね、高い専門性を身に付けること、自律的に行動していくことを求めています。これにより、従業員個々の能力向上を図り、当社の人材レベルの向上、ひいてはサービスの向上、維持に繋げていきたいと考えております。その実現には、人材に対する投資が必要不可欠であると考え、毎年策定する人員計画に教育研修を盛り込み、継続して人材のレベルアップに取り組んでおります。また併せて、経営理念やコンプライアンスに基づいた業務運営体制の徹底のため、リスク認識などに対する全社員の意識向上にも努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項には、以下のものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 特定取引先への依存度が高いことについて

当社の顧客構成において、取引先10社の売上が売上高の40%を占めております。当社では、特定取引先へ依存しない経営方針をとり売上高の取引先による偏りを低減させるよう努めております。今後も取引先との良好な関係を継続してまいります。当該顧客企業の経営方針に変更が生じた場合、販売状況に影響が生じ、当社の経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

当社の主要事業であるインクジェットプリント事業は、特殊な技術や特許が不要であり、比較的参入障壁が低い事業です。こうしたことから、多数の競合会社が存在し今後一層の競争激化が生じる可能性があります。当社においては、1985年10月から事業運営している経験とノウハウの蓄積を活かしながら競争力の維持向上に努めております。しかしながら、競合他社に対する優位性が確立できる保証はなく、競合の結果、当社の経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報漏洩について

インクジェットプリント事業はデジタル化の進展等により情報システムの重要性が高まっており、当社ではセキュリティの充実及び守秘義務の徹底を図ってきました。個人情報保護に関しては、2010年にプライバシーマーク認証を取得し、適切な管理の徹底、内部監査によるチェック等を行い、厳格な管理体制の構築が行われております。しかしながら、不測の事態により、個人情報が外部に流出した場合には、当社に対する損害賠償の請求や信用力の失墜により、当社の経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保について

国内において少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、あらゆる業界で就業者不足となっており、今後も人材不足が継続すると予測されております。当社の人事部門は、人材の確保に努めておりますが、しかしながら、人材の確保が充分に行えない場合、生産力の低下による納期遅延や品質低下が生じ、顧客からの信用低下などで当社の経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症による影響その他の経済動向による影響について

当社の経営成績は、日本国内市場における広告宣伝活動の需要に大きく影響を受けます。国内経済の低迷が長期化した場合は、企業収益の減少に伴い、企業は広告宣伝活動を縮小する傾向にありますので、当社ではこれらの経済動向を注視し適時対策を講じております。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、今後国内経済の回復傾向は続くものの、当社の事業領域である販売促進用広告の分野においては新型コロナウイルス感染症の影響から完全に回復するには至らないものと仮定して業績予想の作成や会計上の見積りを行っておりますが、その影響が長期化あるいはさらに拡大する場合、国内企業の販売促進活動の停滞が続き、それにより当社の経営成績は変動する可能性があります。

(6) 法令規制について

法令の遵守を基本として事業を進めておりますが、廃棄物処理責任、環境・個人情報保護関連、税制関連等において、さまざまな法的規制を受けております。当社といたしましては各主管部門と管理部門が連携し、関連諸法規の順守に万全の体制で臨んでおりますが、今後さらにその規制が強化されることも考えられます。そのような場合、事業活動に対する制約の拡大やコストの増加も予想され、当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(7) M & Aにおけるリスク

当社は、さらなる成長及び企業価値の向上を実現させるため、当社の事業内容と一致し、かつ成長が見込まれる会社とのM & Aを推進してまいります。M & Aの実施に当たっては、市場動向や顧客のニーズ、相手先企業の経営成績、財務状況、市場競争力等を十分に考慮しておりますが、事前の調査・検討に不足や見落としがあったり、買収した事業が計画通りに展開することができず、投下した資金の回収ができない場合や追加的費用が発生した場合等において、当社の経営成績や成長見通し及び事業展開等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は長期的な企業価値向上のため、役員及び従業員に対しインセンティブとして新株予約権を付与しております。当事業年度末現在、新株予約権による潜在株式総数は68,600株であり、発行済株式総数2,300,000株の2.9%に相当します。これらの新株予約権の行使可能期間は2021年10月21日から2028年9月20日までであり、この期間内に行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(9) 材料費の上昇に係るリスク

当社が製造で使用するインクやインクジェット用紙は、気候変動や原油価格の高騰により価格が上昇することがあります。当社では、取引先材料メーカーを1社に限定せずに、複数社との取引を継続しており、材料価格の見直しを適宜行っております。しかしながら、これら原材料の価格上昇分を製品価格に十分に転嫁できない場合、あるいは材料転換による採算の改善が困難な場合、当社の経営成績及び財務状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害等のリスク

当社は災害による生産体制への影響を最小化するため、大阪・横浜・名古屋・福岡に生産拠点を構え、その分散化によりリスクの低減を図っておりますが、災害による影響を完全に防止できる保証はありません。自然災害等により、設備や従業員に大きな被害を受け、その一部又は全部の操業が中断し、生産及び出荷が遅延する可能性があります。また、被害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、結果として、当社の事業活動、経営成績及び財務状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

財政状態の状況

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、2,930,504千円（前事業年度末は2,778,008千円）となり、152,496千円増加いたしました。その主な要因といたしましては、営業活動によるキャッシュ・フローの収入が投資活動と財務活動によるキャッシュ・フローの支出を上回ったことにより現金及び預金が66,989千円、売上の増加により売上債権が90,897千円それぞれ増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、261,139千円（前事業年度末は247,304千円）となり、13,834千円増加いたしました。その主な要因といたしましては、東京本社の移転や旧ニコール事業部（現横浜ファクトリー）増床等により敷金が15,746千円増加したためであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、309,917千円（前事業年度末は284,454千円）となり、25,462千円増加いたしました。その主な要因といたしましては、仕入の増加により買掛金が12,222千円、期末間際に市場変更を行ったことに伴い関連費用を未払計上したため未払金が18,572千円それぞれ増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、128,747千円（前事業年度末は126,883千円）となり、1,864千円増加いたしました。その主な要因といたしましては、繰入により役員退職慰労引当金が6,163千円増加したものの、返済によりリース債務が4,349千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、2,752,979千円（前事業年度末は2,613,975千円）となり、139,004千円増加いたしました。これは、剰余金の配当50,600千円の減少要因はあったものの、当期純利益189,604千円を計上したことによるものであります。

経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が継続しており、一部の地域において緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が適用されました。ワクチン接種が進んでおり経済の回復が期待されますが、一方で、海外における感染拡大、半導体不足、原油価格の上昇といった問題もあり、いまだ先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は引き続き従業員の安全を確保し、柔軟な時差出勤の実施、在宅勤務の一部実施等の各種感染防止策を実行した上で、お客様からの信頼にお応えするべく、営業体制・制作体制の両方の維持継続を図ってまいりました。

販売促進用広告制作については、第1四半期会計期間においては新型コロナウイルス感染症の影響による売上落ち込みが続きましたが、第2四半期に入ってから回復基調となりました。また、生活資材・製品制作については、ホテルの壁紙の受注等により順調に売上を伸ばすことができました。

一方、「リアル領域」と「デジタル領域」を融合させたビジネスモデルへの挑戦として、当事業年度より新たにデジタルサイネージ事業、インターネット通販サポート事業を開始いたしました。デジタルサイネージについては、大阪本店と東京本社にショールームを開設し、第2四半期会計期間から販売を開始いたしました。さらに、3月には株式会社ピースリーと業務提携契約を締結し、インテリア市場に向けたデジタルサイネージの展開への道筋がつかめました。今後の事業拡大に向けて引き続きお客様に積極的な提案を行ってまいります。インターネット通販サポートについては、第3四半期会計期間から営業を開始し、来期からの本格展開に向けて積極的な営業活動を行っております。

また、生産のオートメーション化を推進するためのソフトウェアを導入し、生産の効率化に向けて取り組みました。

8月には東京本社を移転し、東京事業部の営業部門とニコール事業部の営業部門を新東京本社に統合いたしました。また、東京事業部の生産部門とニコール事業部の生産部門を横浜ファクトリー（ニコール事業部を増床の

うえ改称)に集約しました。これにより首都圏エリアにおける営業機能の強化と生産体制の効率化が実現し、今後の事業拡大と収益性向上を図ります。

さらに、10月29日付けで当社株式の上場市場が東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第二部へ市場変更されました。「リアル領域」と「デジタル領域」を融合させたビジネスモデルを構築することにより、さらなる成長と企業価値の向上を目指します。

以上の結果、売上高は2,549,241千円(前年同期比4.4%増加)となり、営業利益は、市場変更に関連する一時的な費用が発生したものの、コスト意識が定着し経費削減に努めたため、222,122千円(前年同期比6.9%増加)となりました。経常利益は、東京本社の移転に係る補償金41,250千円や新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金を営業外収益に計上したことにより、271,291千円(前年同期比28.2%増加)となり、当期純利益は189,604千円(前年同期比35.0%増加)となりました。

売上高につきましては、第2四半期以降は回復基調となり、第3四半期まではほぼ想定通りに進捗しましたが、第4四半期については緊急事態宣言の延長等により当初想定していたほどの回復には至りませんでした。この結果、売上高、営業利益については期初想定を下回りましたが、経常利益、当期純利益については期初想定を上回る結果となりました。

なお、当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の経営成績の記載はしていません。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、2,331,333千円となり、前事業年度末から66,989千円増加いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は、次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は196,422千円(前年同期比26.0%減少)となりました。これは主に、売上債権の増加額90,897千円の資金減少要因があったものの、税引前当期純利益268,827千円の資金増加要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は70,328千円(前年同期は29,384千円の減少)となりました。これは主に、敷金の回収による収入が44,453千円あったものの、有形固定資産の取得による支出が55,050千円、敷金の差入による支出が51,784千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は59,104千円(前年同期は126,152千円の減少)となりました。これは主に剰余金の配当によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報に関連付けた記載はしていません。

イ．生産実績

当社の事業は、提供する商品の性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

ロ．受注実績

当社は受注生産を行っておりますが、受注から販売までの期間が短いため、記載を省略しております。

ハ．販売実績

区分	第36期事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
販売促進用広告制作	2,043,627	1.7
生活資材・製品制作	505,613	17.1
合計	2,549,241	4.4

(注) 1. 金額は販売価額によっており、消費税等は含まれておりません。

2. 当事業年度より、販売区分を一部見直し、従来販売促進用広告制作に区分していたアミューズメント施設等への売上を生活資材・製品制作に区分しております。なお、前年同期比については前事業年度を変更後の区分に組み替えて算出した数値を記載しております。また、デジタルサイネージ及びインターネット通販サポートについては売上が僅少であるため、販売促進用広告制作に含めております。

3. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	第35期事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)		第36期事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
フリー(株)	292,281	11.9	360,966	14.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載しております。

この財務諸表の作成にあたっては、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき見積り及び判断を行っておりますが、不確実性が内在しているため、将来生じる実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下の通りであります。

イ．固定資産の減損

固定資産のうち減損の兆候のある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。過年度の損益実績や事業計画に基づき減損の兆候の有無を検討しておりますが、市場環境の変化等により、事業計画の前提条件に変更が生じた場合には、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

ロ．繰延税金資産の回収可能性

過年度の課税所得の実績や事業計画に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提条件に変更が生じた場合には、繰延税金資産を取り崩し税金費用の計上が必要となる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積りに係る仮定は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しております。

当事業年度の経営成績の分析

当事業年度の経営成績は、第1 四半期は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、第2 四半期以降は回復基調となり、通期では前年同期と比較して増収増益となりました。

イ．売上高

当事業年度の売上高は、2,549,241千円となり、前年同期と比較して4.4%増加しました。第1 四半期は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、影響がなかった前年同四半期と比較して27.2%減少しましたが、第2 四半期以降は回復基調となりました。この結果、通期では4 月以降新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前年同期と比較して増収となりました。

ロ．売上原価、売上総利益

当事業年度の売上原価は、1,548,126千円となり、前年同期と比較して3.8%増加しました。主な要因は、売上高の増加により材料費が18,472千円増加したことや、取引量の増加や旧東京本社の生産部門を横浜ファクトリーへ移転する特殊業務があり労務費が16,599千円増加したことによるものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は、1,001,115千円となり、前年同期と比較して5.4%増加しました。

ハ．販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、778,993千円となり、前年同期と比較して5.0%増加しました。主な要因は、東京証券取引所市場第二部への市場変更に関連して上場料金、審査料、アドバイザー報酬等が発生したことや、東京本社移転関連の費用が発生したことによります。

この結果、当事業年度の営業利益は、222,122千円となり、前年同期と比較して6.9%増加しました。

ニ．営業外収益、営業外費用、経常利益

当事業年度の営業外収益は東京本社移転に係る補償金41,250千円や新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金により49,489千円、営業外費用は支払利息で320千円となりました。

この結果、当事業年度の経常利益は、271,291千円となり、前年同期と比較して28.2%増加しました。

ホ．特別損益、税金費用、当期純利益

前事業年度、当事業年度ともに特別利益は発生しておりません。特別損失は、前事業年度は機械及び装置を売却したことに伴う固定資産売却損50千円が発生しました。当事業年度は、機械及び装置を売却したことに伴う固定資産売却損1,429千円と東京本社移転に係る固定資産売却損1,035千円の合わせて2,464千円が発生しました。また、課税所得の増加により、税金費用は79,223千円となり、前年同期と比較して11.3%増加しました。

以上の結果、当期純利益は、189,604千円となり、前年同期と比較して35.0%増加しました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

当社の運転資金及び設備投資資金は原則として自己資金で賄う方針ですが、必要に応じて借入の実行も検討いたします。

当社は、資金の源泉と流動性を安定的に確保することを基本方針としております。営業活動によるキャッシュ・フロー及び2019年7月に実施した増資により、当事業年度末の現金及び預金は2,331,333千円となっております。これを主として設備投資資金・成長のための投資資金に充当する予定であります。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、重要な経営指標として「売上高」と「売上高成長率」及び「売上高経常利益率」を掲げ、売上高成長率10%を目指しております。当事業年度の売上高は2,549,241千円となり、新型コロナウイルス感染症による影響により前年同期に対して4.4%の増加にとどまりました。売上高経常利益率は10.6%となり、前年同期と比べて1.9ポイント増加しました。新型コロナウイルス感染症の収束には至っておらず、先行き不透明な状況が続いておりますが、「リアル領域」と「デジタル領域」を融合させたビジネスモデルを推進してこの状況を改善し、今後もこの3つの指標を重視しつつ、自己資本利益率を意識した経営を行うことにより、企業の成長性及び効率性の確保を図ってまいります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績は、新型コロナウイルス感染症や、特定取引先への依存、同業他社との競合、人材の確保等、様々な要因の変動による影響を受ける可能性があります。このため、当社事業を取り巻く環境に注視し、内部統制システムの強化等によりこれらのリスク要因に対応してまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

今後の見通しにつきましては、いまだ新型コロナウイルス感染症は収束に至っておらず、新たな変異株の発生が報じられる中、国内企業の販売促進活動は抑制的であり、イベント・展示会関係に対しても一定の制限が継続し、完全な回復には時間を要することが考えられます。そうした中でも国内経済は回復基調にあり、当社の事業領域である販売促進用広告の分野においても状況が好転するものと考えております。

しかしながら、当社を取り巻く環境は、引き続き、他社との受注獲得競争が続き、それに伴う価格競争の激化などの影響を受け、経営環境は厳しさを増すものと考えます。こうした課題に向けて、当社は従来のインクジェットプリント事業を軸としつつ、2021年10月期より開始した新規事業を成長させることにより、「リアル領域」と「デジタル領域」の融合を進めてまいります。

当社の主力事業であるインクジェットプリント事業においては、事業拠点である大阪、東京、横浜の各エリアの営業部門において顧客対応・目標達成・育成・管理の各面での営業力の強化を図ります。名古屋、福岡の両拠点では、景気の回復に合わせて新規顧客の開拓を加速させるとともに、設備の増設による生産体制の強化を行います。また、インテリア内装分野を強化するべく、デジタル壁紙やガラスフィルム等の商材を全国に展開いたします。さらに、対面営業での受注に加えてWEBによる全国からの受注に応えるため、ECサイトを全面リニューアルし、売上拡大を図ります。

生産体制については、高利益体質を構築するべく、原価低減や設備導入、業務の自動化による生産性向上に取り組みます。

2021年10月期より開始した新規事業のうち、デジタルサイネージ事業については、2022年10月期に入り大型受注を獲得することができ、また、従来のハード機器の販売に加えてCMSによる映像配信システムの導入提案を積極的に進め、売上拡大を目指します。インターネット通販サポート事業については、ネットショップの運営サポートに加えて、インクジェットプリント事業の既存顧客に対してWEBプロモーションの支援を開始し、売上拡大を目指します。これに伴い、インターネット通販サポート事業の名称をデジタルプロモーション事業に変更いたします。

また、今後の当社のさらなる成長および企業価値の向上を実現させるには、M&A戦略が非常に重要と考えており、M&Aに関する各種調査を積極的に行い、具体的に計画を進めてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

相手先の名称	契約の名称	契約の内容	契約期間
株式会社ピースリー	業務提携契約	デジタルサイネージ関連 商品の販売企画立案	2021年3月9日から 2024年3月8日まで (以降1年毎自動更新)

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資につきまして主要なものは、コストダウン・生産性・品質向上を目的としたインクジェットプリンターの更新等の16,207千円及び東京本社移転に伴う設備投資36,130千円であり、2019年7月の増資資金及び自己資金で対応いたしました。生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の売却・撤去はありません。

なお、当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

2021年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
		建物 (千円)	機械及び装 置 (千円)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
大阪本店 (大阪市西区)	インクジェットプリンター・加工機	1,509	4,803	235	2,019	8,568	55
東京本社 (東京都中央区)	事業所用設備	9,454	-	-	2,007	11,462	37
横浜ファクトリー (横浜市神奈川区)	インクジェットプリンター・加工機	24,829	33,909	4,128	6,998	69,865	76 (3)
名古屋営業所 (名古屋市中村区)	インクジェットプリンター・加工機	-	2,119	-	40	2,160	3
福岡営業所 (福岡市博多区)	インクジェットプリンター・加工機	-	298	114	0	412	2

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、工具、器具及び備品、その他の有形固定資産、ソフトウェアの合計であります。

3. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書しております。

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

6. 上記の他、他の者から賃借している主要な設備として以下のものがあります。なお、東京本社は2021年8月に移転しており、年間賃借料は移転後の金額を記載しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
大阪本店 (大阪市西区)	建物設備	1,200.58	35,511
東京本社 (東京都中央区)	建物設備	442.61	2,410
横浜ファクトリー (横浜市神奈川区)	建物設備	3,047.65	56,273
名古屋営業所 (名古屋市中村区)	建物設備	95.17	3,460
福岡営業所 (福岡市博多区)	建物設備	52.63	1,432

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
		予算総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
大阪本店 (大阪市西区)	インクジェットプ リター・加工機	8,880	-	増資資金	2021年11月	2022年3月	(注)3
		18,300	-	増資資金	2022年11月	2023年3月	(注)3
		40,700	-	自己資金	2023年11月	2024年9月	(注)3
横浜ファクトリー (横浜市神奈川区)	インクジェットプ リター・加工機	31,900	-	増資資金	2021年11月	2022年3月	(注)3
		10,000	-	増資資金	2022年11月	2023年3月	(注)3
		22,900	-	自己資金	2023年11月	2024年9月	(注)3
	業務効率化ソフト	5,000	-	増資資金	2021年11月	2023年3月	(注)3
		4,000	-	増資資金	2022年11月	2023年1月	(注)3
		4,000	-	自己資金	2023年11月	2024年1月	(注)3

- (注) 1. 当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 除却等

生産能力に重大な影響を与える除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年10月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年1月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,300,000	2,300,000	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,300,000	2,300,000	-	-

(注) 当社株式は、2021年10月29日付で、東京証券取引所マザーズから、東京証券取引所市場第二部へ市場変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2018年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 90
新株予約権の数(個)	68,600 [68,600]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 68,600 [68,600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,080 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年10月21日 至 2028年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,080 資本組入額 540
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社社会の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2021年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)1,080円に新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権割当契約」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権割当契約」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

「新株予約権割当契約」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年4月20日 (注)1	1,999,800	2,000,000	-	10,000	-	-
2019年7月23日 (注)2	300,000	2,300,000	276,000	286,000	276,000	276,000

(注)1. 2018年3月30日の取締役会決議により、2018年4月20日付で普通株式1株につき10,000株の割合をもって株式分割を行っております。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,000円
発行価額 1,840円
資本組入額 920円
払込金総額 552,000千円

3. 2019年6月19日付「有価証券届出書」、2019年7月4日付及び2019年7月12日付「有価証券届出書の訂正届出書」にて公表いたしました「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」について重要な変更が生じております。

(1)変更の理由

主として新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が変化したこと、及び、新型コロナウイルス感染症の影響から国内経済が回復基調にあるなかで新規事業とM&Aを推進し、積極的に成長のための投資に資金を集中していくため、資金使途の変更及び充当予定時期の一部延長をさせていただきます。

設備投資資金

新型コロナウイルス感染症の影響により2020年4月以降の受注状況が大きく変化したため、一時的に設備投資を抑制しました。また、生産のオートメーション化を推進するための方策について、各種の情報収集を進め、当社にとって最適な方法を検討しております。今後国内経済が回復傾向にあることから、あらためて2022年10月期以降積極的に設備投資を進めていくため、資金使途の変更及び充当予定時期の延長をさせていただきます。

新規拠点設立費用

営業エリアを拡大するため、2019年4月に福岡営業所、2019年10月に名古屋営業所を開設いたしました。その後発生した新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が変化したため、当面は福岡、名古屋両拠点における販売シェア拡大に注力いたします。このため、資金使途の変更をさせていただきます。

ECサイト用ITシステム構築費用

地域密着型の対面営業に加えて、Webマーケティングを活用して受注を拡大・強化するため、ITシステム専門部署を設置し、Webサイトの企画・作成や、データ解析の内製化を進める予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が変化したため、ITシステムへの投資については効率的な生産体制を構築するための生産のオートメーション化を優先的に進める方向で検討しております。このため、資金使途の変更をさせていただきます。

成長のための投資資金

当社は、かねてよりM&A戦略を推進する方針で継続的に各種情報収集や調査を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による外部経済環境の変化により、景気動向や業界を取り巻く状況を注視しておりました。

また、事業基盤の拡大、中長期的な成長を目指して、2021年10月期よりデジタルサイネージ事業、インターネット通販サポート事業をそれぞれ開始いたしました。

今後新型コロナウイルス感染症の影響が収まり、国内の経済が回復することが期待されるなかで、積極的に成長投資を行い、新規事業とM&A戦略を本格的に推進してまいります。これに伴い資金使途の変更及び充当予定時期と金額の変更をさせていただきます。

なお、M&Aに関して、現時点において具体的に決定している新規の投資案件はなく、企業価値の向上に繋がる投資先が見つからないなどの理由により投資が実施されない場合には、新規拠点設立費用、設備投資資金、新規事業資金に充当する予定です。

(2)変更の内容

資金使途の変更の内容は以下の通りです。変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

具体的な使途	充当予定時期	金額(千円)
設備投資資金	2019年10月期	21,800
	2020年10月期	36,500
	2021年10月期	51,700
	2022年10月期	50,000
	計	160,000
新規拠点設立費用	2019年10月期	13,000
	2020年10月期	54,000
	2021年10月期	64,000
	計	131,000
ECサイト用ITシステム構築費用	2019年10月期	10,000
	2020年10月期	20,000
	2021年10月期	10,000
	2022年10月期	10,000
	計	50,000
成長のための投資資金(M&A)	2020年10月期	100,000
	2021年10月期	100,000
	計	200,000
	合計	541,000

(変更後)

具体的な使途	充当予定時期	金額(千円)
設備投資資金	2019年10月期	15,200
	2020年10月期	29,100
	2021年10月期	21,200
	2022年10月期	45,780
	2023年10月期	34,800
	計	146,080
新規拠点設立費用	2019年10月期	9,520
	2020年10月期	33,430
	2021年10月期	35,560
	計	78,510
ECサイト用ITシステム構築費用	2019年10月期	2,450
	2020年10月期	12,710
	2021年10月期	14,750
	2022年10月期	-
	計	29,910
-1成長のための投資資金(新規事業)	2021年10月期	26,500
	2022年10月期	33,300
	2023年10月期	25,700
	計	85,500
-2成長のための投資資金(M&A)	2020年10月期	-
	2021年10月期	1,000
	2022年10月期	200,000
	計	201,000
	合計	541,000

(5) 【所有者別状況】

2021年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	19	13	17	1	1,607	1,660	-
所有株式数(単元)	-	186	1,110	13,307	626	1	7,763	22,993	700
所有株式数の割合(%)	-	0.81	4.83	57.87	2.72	0.01	33.76	100	-

(6) 【大株主の状況】

2021年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
英知興産株式会社	兵庫県西宮市上甲東園1-23-10	1,270	55.21
吉岡 裕之	大阪府茨木市	113	4.91
池谷 誠一	相模原市中央区	72	3.13
松井 秀紀	東京都杉並区	68	2.95
富安 理之	札幌市東区	51	2.23
上田八木短資株式会社	大阪市中央区高麗橋2-4-2	46	2.00
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1-3-2	44	1.94
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS : CLIENT OMNI OM25 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3-11-1)	35	1.56
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	27	1.20
ピーアンドピー従業員持株会	大阪市西区江戸堀2-6-33	26	1.16
計	-	1,755	76.32

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,299,300	22,993	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	2,300,000	-	-
総株主の議決権	-	22,993	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年12月29日)での決議状況 (取得期間 2021年12月30日~2022年2月22日)	10,000	11,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	10,000	9,980,900
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	10,000	-

3 【配当政策】

当社の配当政策は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向30%を目安として安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第36期の期末配当につきましては1株当たり31円の配当を実施しております。今後につきましても安定した配当を旨とし、内部留保の確保に留意してまいりたいと考えております。内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資等の資金として充当することとしております。

なお、第36期の剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額	1株当たり配当額
2022年1月27日 定時株主総会決議	71,300千円	31円

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

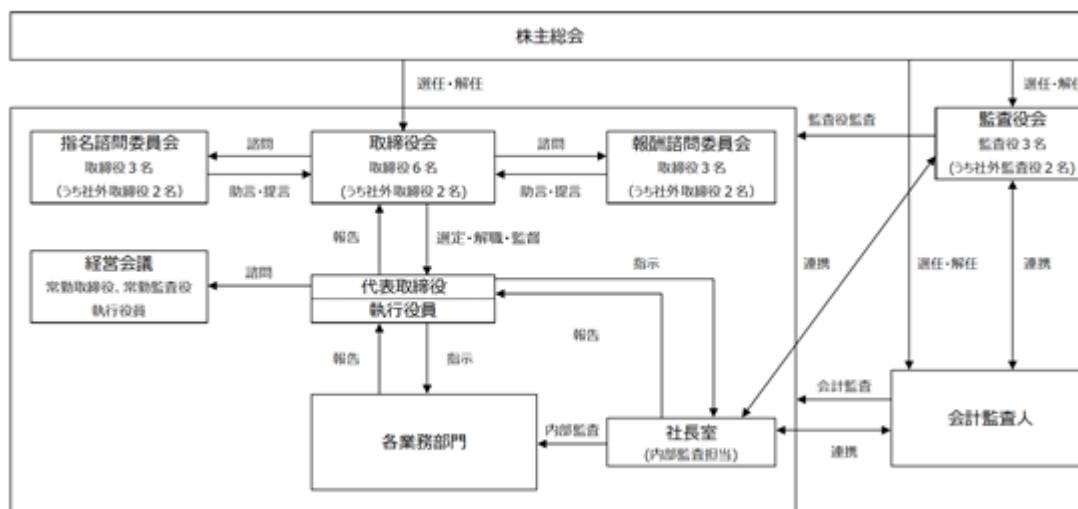
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本的な考え方

当社は、経営環境の変化する中において、持続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、顧客、投資家、社員、地域社会、及び、当社を取り巻くより広範囲な社会との相互信頼を構築し、維持していくという視点から、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適なコーポレート・ガバナンスの整備構築を目指し、取締役会制度、監査役会制度を導入しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次の通りであります。



イ．取締役会

当社の取締役会は、提出日現在、取締役会長執行役員和田山英一、代表取締役社長執行役員和田山朋弥、取締役専務執行役員小林恒文、取締役常務執行役員清水明、社外取締役西端雄二及び伊藤寛治の6名（うち社外取締役2名）で構成されております。代表取締役が議長を務め、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また、社外取締役は、他社の代表取締役を務めた経験があり、経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監督を行うことを期待して選任しております。事務局を経営管理部が担当し、会議の運営や議事録作成を行っております。

ロ．監査役会

当社は監査役会を設置しており、提出日現在、常勤監査役峯垣真介、非常勤の社外監査役野村祥子及び鳥山昌久の3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役会は常勤監査役が議長を務め毎月1回開催され、監査に関する重要事項について情報交換、協議並びに決議を実施しております。また、緊急を要する事項があれば必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じ意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、社外監査役は弁護士としての法的知見及び公認会計士・税理士としての財務・会計に関する専門的知見を有しており、専門的観点から取締役の業務執行を監視することを期待して選任しております。

監査役会には補助使用人はおりませんが、社長室（内部監査担当）と連携して監視活動を行っており、定期的に会計監査人を含めた三者によるミーティングを行うなど情報交換を密にし、監査機能の向上を図っております。

八．報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は社外取締役西端雄二及び伊藤寛治と取締役会長執行役員和田山英一の3名で構成されており、取締役会長執行役員が議長を務め、取締役会の諮問に基づき、次の各事項を審議し、取締役会に対し助言・提言を行うこととしております。

- a．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- b．取締役の個人別の報酬等の内容
- c．前2号を決議するために必要な基本方針等の制定、変更、廃止
- d．その他、取締役の報酬等に関して取締役会が必要と認めた事項

委員の過半数を社外役員とすることで、当社取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的として設置しております。

二．指名諮問委員会

指名諮問委員会は社外取締役西端雄二及び伊藤寛治と代表取締役社長執行役員和田山朋弥の3名で構成されており、代表取締役社長執行役員が議長を務め、取締役会（監査役会）の諮問に基づき、次の各事項を審議し、取締役会（監査役会）に対し助言・提言を行うこととしております。

- a．取締役、監査役、執行役員の選任及び解任に関する事項
- b．代表取締役の選定及び解職に関する事項
- c．取締役、監査役、執行役員の選任及び解任等に係る方針
- d．その他、取締役、監査役、執行役員の指名に関して取締役会（監査役会）が必要と認めた事項

委員の過半数を社外役員とすることで、当社取締役、監査役、執行役員の指名等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的として設置しております。

ホ．経営会議

経営会議は、代表取締役社長執行役員の諮問機関として、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員で構成されております。経営会議は、原則として月1回開催し、経営上の重要事項及び月次予算の進捗状況の報告について審議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

ヘ．執行役員制度

当社は、従前より執行役員制度を導入しており、2022年1月27日開催の定時株主総会以降、取締役が行う経営意思決定及び監督機能と、執行役員が担う業務執行機能を明確に分離し、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るべく、役付取締役を廃止しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。執行役員は8名で、任期は1年となっております。

ト．内部監査

当社は、内部管理体制の強化を図るため、代表取締役社長執行役員直轄の社長室（人員1名）を設置しており、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について、当社各部門に対し内部監査を実施し、業務改善に向け具体的に助言・改善勧告を行っております。

チ．企業統治の体制を採用する理由

上記のような企業統治体制を採用する理由は、迅速かつ適切な経営意思決定を可能とするため、及び取締役会において社外取締役及び社外監査役による専門的かつ客観的な意見を取り入れ、業務執行における監視機能を有効に機能させるためであります。

企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として2016年8月29日の取締役会にて、「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っており（2018年7月改定）、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下の通りです。

イ．役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a．役職員がとるべき行動の規範を示した「年度経営計画書」を制定し、役職員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
- b．取締役会は、役職員が法令・定款等を遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。
- c．取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。
- d．代表取締役社長執行役員は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
- e．取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a．取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- b. 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
- 八. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長執行役員の下、社長室が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。
 - b. 各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。
- 二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - b. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - c. 取締役会は、中期目標・経営目標・予算を策定し、代表取締役社長執行役員以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ホ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名することができる。
 - b. 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ヘ. 役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 当社の取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
 - b. 当社の取締役は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
 - c. 当社の役職員は、重要な法令や定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - d. 当社の取締役は、上記b又はcの報告をしたことを理由として役職員を不利に取り扱ってはならない。
 - e. 監査役は、職務の執行において生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、当社の取締役は、同条の請求に係る手続きを定める。
- ト. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 代表取締役社長執行役員は監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - b. 社長室（内部監査担当）は会計監査人及び監査役と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人及び社長室（内部監査担当）に報告を求める。
- チ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保のため、社長室を内部統制の担当部門とし、代表取締役社長執行役員を委員長として、財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- リ. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
 - a. 当社は、2017年1月30日の取締役会にて決議された「反社会的勢力対応の基本方針」において反社会的勢力など一切関係をもたないことを定め、その遵守を役職員の義務とする。
 - b. 当社の取引先についても確認を行うなど、当社は、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与することを基本方針とする。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、社長室を主管部署としたリスク管理体制の整備を行っております。リスク管理規程を定め、リスクを把握し、リスクに対して適切な処置をとる管理体制の整備を行っております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役会で決議できる責任免除について

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、企業環境の変化に対応し、機動的な経営を遂行することを目的とするものです。

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏 名	生年月日	略 歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 会長執行役員	和田山 英一	1950年 3月 4日	1975年 4月 日本オリベッティ(株) (現NTTデータジェ トロニクス(株)) 入社 1978年 8月 富士ゼロックス(株) (現富士フイルムビジ ネスイノベーション(株)) 入社 1985年10月 和田山コピーセンター(株) (現当社) 設 立 代表取締役社長 2016年10月 当社 代表取締役会長 2016年11月 (株)ニコール 代表取締役会長 2019年11月 当社 取締役会長 2022年 1月 当社 取締役会長執行役員 (現任)	(注) 6	135 (注) 4
代表取締役 社長執行役員	和田山 朋弥	1982年 7月26日	2005年 4月 兵庫三菱自動車販売(株) 入社 2008年 3月 当社 入社 2009年10月 当社 営業主任 2010年10月 当社 取締役 2011年11月 当社 取締役常務 2014年11月 当社 取締役専務 2016年10月 当社 代表取締役社長 2016年11月 (株)ニコール 取締役 2022年 1月 当社 代表取締役社長執行役員 (現任)	(注) 6	408 (注) 4
取締役 専務執行役員 事業部門統括	小林 恒文	1958年11月 8日	1981年 4月 (株)広研 入社 1988年 9月 (株)光エージェンシー 入社 1998年11月 国際標識(株) (現(株)ケイエムアドシステ ム) 入社 2000年 2月 当社 入社 当社 営業部長 2002年 2月 当社 取締役常務 2016年10月 当社 取締役専務 2017年 3月 (株)ニコール 取締役 2017年 5月 (株)ニコール 取締役社長 2022年 1月 当社 取締役専務執行役員事業部門統括 (現任)	(注) 6	-
取締役 常務執行役員 管理部門統括	清水 明	1950年 6月24日	1975年 4月 京都セラミック(株) (現京セラ(株)) 入社 2016年 8月 当社 取締役財務担当 2016年10月 当社 取締役経営管理本部長 2022年 1月 当社 取締役常務執行役員管理部門統括 (現任)	(注) 6	-
取締役	西端 雄二	1949年 9月24日	1973年 4月 (株)ノーリツ 入社 1997年 3月 (株)ノーリツ 取締役 2001年 9月 (株)ハーマンプロ (現(株)ハーマン) 代表 取締役 2008年 9月 (株)ノーリツ 取締役常務執行役員 2009年 9月 (株)ノーリツ 代表取締役専務執行役員 2016年 8月 当社 社外監査役 2018年 1月 当社 社外取締役 (現任)	(注) 6	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	伊藤 寛治	1949年8月12日	1974年4月 飛鳥建設(株) 入社 2007年6月 飛鳥建設(株) 取締役兼執行役員 経営管理本部長 2011年4月 飛鳥建設(株) 代表取締役兼上席執行役員 専務 経営管理本部長 2011年5月 飛鳥建設(株) 代表取締役社長兼上席執行役員社長 2017年6月 飛鳥建設(株) 代表取締役会長 2019年6月 飛鳥建設(株) 特別顧問(現任) 2020年1月 当社 社外取締役(現任)	(注)6	-
常勤監査役	峯垣 真介	1949年5月23日	1972年4月 ダイキン工業(株) 入社 1988年12月 日本アライアントコンピュータ(株) 入社 1990年12月 日本鋼管(株)(現JFEスチール(株)) 入社 1999年7月 (株)エクサに転籍 2016年8月 当社 監査役 2017年3月 当社 顧問 2018年1月 当社 監査役(現任)	(注)7	-
監査役	野村 祥子 (戸籍名: 鈴木 祥子)	1973年12月31日	2000年4月 弁護士登録 堂島法律事務所 入所(現任) 2010年4月 近畿大学法科大学院非常勤講師 2014年4月 大阪大学大学院高等司法研究科招へい教授(現任) 2015年6月 (株)島精機製作所 社外監査役 2016年4月 同志社大学法科大学院非常勤講師(現任) 2018年1月 (株)神戸物産 社外取締役 当社 社外監査役(現任) 2019年6月 シノプフーズ(株) 社外監査役(現任) 2020年6月 (株)島精機製作所 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年10月 京都大学大学院法学研究科非常勤講師(現任) 2022年1月 (株)神戸物産 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)7	-
監査役	鳥山 昌久	1968年6月28日	1996年10月 中央監査法人 入所 2001年4月 公認会計士登録 2003年7月 (株)TFR総合研究所 入社 2008年7月 公認会計士鳥山事務所(現公認会計士・税理士鳥山事務所)開設 所長(現任) 2008年8月 税理士登録 2008年8月 (株)野口精機 社外監査役 2015年6月 JTB印刷(株) 社外監査役 2018年1月 当社 社外監査役(現任) 2018年6月 (株)ブレイク・フィールド社 社外監査役(現任) 2019年4月 (株)アクティブアンドカンパニー 社外監査役(現任)	(注)7	-
計					544

- (注)1. 取締役西端雄二、伊藤寛治の2名は、社外取締役であります。
2. 監査役野村祥子(戸籍名:鈴木祥子)、鳥山昌久の2名は、社外監査役であります。
3. 当社では、業務執行機能を強化し、機動的かつ効率的な経営を行うことを目的として、執行役員制度を導入しております。2022年1月27日開催の定時株主総会以降は、取締役が担う経営に関する意思決定及び監督機

能と、執行役員が担う業務執行機能を明確に分離するため、取締役の役付を廃止し、執行役員の役付を定めております。執行役員は8名で会長執行役員和田山英一、社長執行役員和田山朋弥、専務執行役員事業部門統括小林恒文、常務執行役員管理部門統括清水明、執行役員東京事業部長長谷川浩司、執行役員名古屋・福岡営業所統括宮本繁輝、執行役員全社制作統括中村祐輔、執行役員横浜ファクトリー統括・東京営業部横浜エリア統括浅沼幸一で構成されております。

4. 取締役会長執行役員和田山英一、代表取締役社長執行役員和田山朋弥の所有株式数は、英知興産株式会社が所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
5. 代表取締役社長執行役員和田山朋弥は、取締役会長執行役員和田山英一の次女の配偶者であります。
6. 2021年1月27日開催の定時株主総会終結の時から、2022年10月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
7. 2019年1月25日開催の定時株主総会終結の時から、2022年10月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役である西端雄二は、住宅機器メーカーの取締役としての豊富な知識と経験を有しており、同氏を社外取締役に選任することにより、経営の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、選任しております。

社外取締役である伊藤寛治は、建設会社の取締役としての豊富な知識と経験を有しており、同氏を社外取締役に選任することにより、経営の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、選任しております。

社外監査役である野村祥子（戸籍名：鈴木祥子）は、弁護士としての法律に関する専門知識を有していることから、同氏を社外監査役に選任することにより、客観的かつ中立の立場で当社を監査することができるものと判断し、選任しております。

社外監査役である鳥山昌久は、公認会計士・税理士としての企業会計に関する専門知識と監査及びコンサルティングの豊富な経験を有していることから、同氏を社外監査役に選任することにより、客観的かつ中立の立場で当社を監査することができるものと判断し、選任しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

なお、社外取締役である西端雄二は当社新株予約権を900個（900株）保有しておりますが、それ以外に社外取締役及び社外監査役とは、人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係を有しておりません。また、当該社外役員全員を金融商品取引所の定める独立役員として登録しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月の定時取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況について、監査役から監査の進捗状況や内部統制の状況についてそれぞれ報告を受け、当社の状況や課題を把握するとともに、必要に応じて独立役員の立場からの意見を表明しております。また、社外監査役は取締役会及び監査役会に出席し、取締役から業務執行の状況について、常勤監査役から監査の進捗状況や内部統制の状況についてそれぞれ報告を受けるとともに、必要に応じて独立役員の立場からの意見を表明しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会を設置しており、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(社外監査役)で構成されております。監査役会は毎月1回開催され、監査に関する重要事項について情報交換、協議並びに決議を実施しております。また、緊急を要する事項があれば必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

当事業年度においては、監査役会を13回開催し、監査役全員出席のもと、監査計画、監査方針、監査重点項目、各監査役の役割分担、監査結果、内部統制システムの整備及び運用状況や会計監査人の監査の相当性等について審議いたしました。また、各監査役は取締役会に全て出席し、取締役から業務執行の状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じ意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、社長室(内部監査担当)及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。特に、「監査上の主要な検討事項(KAM)」については、監査法人と緊密な協議を実施いたしました。

なお、社外監査役野村祥子は弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役鳥山昌久は公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

当社は、内部管理体制の強化を図るため、代表取締役社長執行役員直轄の社長室(人員1名)を設置しており、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について、当社各部門に対し内部監査を実施し、業務改善に向け具体的に助言・改善勧告を行っております。

内部監査担当は監査法人及び監査役と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行っております。

会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

PwC京都監査法人

ロ. 継続監査期間

5年

ハ. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 若山 聡満

指定社員 業務執行社員 浦上 卓也

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者2名、その他3名であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定に関しては、監査法人の概要、独立性、監査の品質管理体制、監査報酬の見積額等について書面又は面談を通じて説明を受け、監査実績を含め総合的に判断した結果、PwC京都監査法人を選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

ヘ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適切な品質管理の水準に基づく監査を実施しているかを確認するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。その結果、PwC京都監査法人の監査体制に問題はないと判断しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
12,500	-	12,500	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ．を除く）
該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

監査日数及び当社の規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額については株主総会で決議された報酬限度額や個々の職責と実績に基づき決定しております。

2016年8月29日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内（定款で定める取締役の員数は10名以内。当該臨時株主総会終結時点は4名。当事業年度末現在は6名）、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内（定款で定める監査役の員数は5名以内。当該臨時株主総会終結時点は3名。当事業年度末現在も3名）と決議いただいております。

なお、2019年12月9日開催の臨時取締役会において、当社取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会の設置を決議し、2020年1月29日に設置しております。

当事業年度の各取締役の固定報酬については、代表取締役和田山朋弥が原案を作成し、報酬諮問委員会の審議と答申を経たうえで、取締役会で承認して決定しております。各監査役の固定報酬については監査役の協議に一任しております。役員賞与につきましては、当事業年度は新型コロナウイルス感染症による業績への影響を考慮して支給しておりません。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬諮問委員会で十分に審議されていることから、取締役会としては当社の方針に沿うものと判断して承認しております。

なお、報酬諮問委員会において役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について継続的な議論を行った結果、2021年12月20日開催の取締役会において以下の方針を決定し、2022年1月27日開催の定時株主総会以降に新たに業績連動報酬（業績報酬）及び非金銭報酬（株式報酬）を導入いたしました。また、役員退職慰労金制度につきましては、同株主総会終結時をもって廃止しております。

（2021年12月20日開催の取締役会において定めた取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針）

・役員報酬の基本方針

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、下記の報酬方針に基づき設定・運用するものとする。

- （1）当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- （2）株主利益と連動したものであること
- （3）報酬の決定プロセスが客観性、透明性の高いものであること
- （4）各取締役の役割や職責に加えて、世間水準及び当社の業績・財務状況に見合ったものであり、かつ、従業員給与とのバランスに配慮したものであること

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（業績報酬）および非金銭報酬（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役並びに監査役については基本報酬のみとする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、世間水準及び当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものとする。

・業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績報酬として、株主総会後の会社が定めた日に支給する。目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえて設定・見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式を用いた株式報酬とする。

・基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしながら、報酬諮問委員会において審議を行う。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝85:10:5とする。（目標を100%達成の場合）

（注）業績連動報酬は業績報酬、非金銭報酬は株式報酬である。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
定時株主総会終了後の報酬諮問委員会にて、個人別の基本報酬の額、業績報酬の額、株式報酬の交付株式数について審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて承認して決定する。

当事業年度における報酬諮問委員会の主な活動状況は以下の通りです。

- ・2021年1月27日：取締役の報酬原案の審議と取締役会への答申、役員報酬制度に関する現状分析及び方向性の検討
- ・2021年3月12日：役員報酬制度の検討（役位体系と基本報酬表の設計）
- ・2021年4月14日：役員報酬制度の検討（業績連動報酬の設計）
- ・2021年6月14日：役員報酬制度の検討（株式報酬の設計）
- ・2021年7月14日：役員報酬制度の検討（今後の検討課題の整理）
- ・2021年10月8日：役員報酬制度の検討（譲渡制限付株式報酬の内容検討）

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	82,800	82,800	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	4,380	4,380	-	-	-	1
社外役員	8,400	8,400	-	-	-	4

ロ．役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載していません。

ハ．使用人兼務役員の使用人部分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式は保有しておらず、投資株式の区分の基準及び考え方は定めておりません。

保有目的が純投資以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年11月1日から2021年10月31日まで）の財務諸表について、PwC京都監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、連結子会社が存在しないため、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適時適切に把握し、会計基準等の改正に的確に対応するために、財務・会計情報誌の購読及び各種セミナーに参加しております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,264,344	2,331,333
受取手形	21,741	71,966
電子記録債権	76,259	87,385
売掛金	374,886	404,432
商品	-	116
仕掛品	10,987	2,530
原材料	7,953	7,424
貯蔵品	542	-
前払費用	20,866	24,945
その他	426	370
流動資産合計	2,778,008	2,930,504
固定資産		
有形固定資産		
建物	28,740	48,066
機械及び装置	450,181	443,521
車両運搬具	632	632
工具、器具及び備品	7,369	10,204
リース資産	43,949	29,697
その他	2,769	2,501
減価償却累計額	459,011	447,726
有形固定資産合計	74,632	86,897
無形固定資産		
ソフトウェア	2,960	7,156
のれん	29,339	24,426
顧客関連資産	15,699	10,408
無形固定資産合計	47,998	41,991
投資その他の資産		
出資金	60	60
敷金	64,744	80,491
長期前払費用	3,095	1,743
繰延税金資産	56,774	49,955
投資その他の資産合計	124,673	132,250
固定資産合計	247,304	261,139
資産合計	3,025,312	3,191,643

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	121,253	133,476
未払金	17,931	36,504
未払費用	20,171	25,260
未払法人税等	39,790	41,772
未払消費税等	18,024	25,321
預り金	17,126	17,290
賞与引当金	40,710	25,000
リース債務	8,851	4,349
その他	593	941
流動負債合計	284,454	309,917
固定負債		
役員退職慰労引当金	114,316	120,479
資産除去債務	7,726	7,777
リース債務	4,840	490
固定負債合計	126,883	128,747
負債合計	411,337	438,664
純資産の部		
株主資本		
資本金	286,000	286,000
資本剰余金		
資本準備金	276,000	276,000
資本剰余金合計	276,000	276,000
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	840,000	840,000
繰越利益剰余金	1,209,475	1,348,479
利益剰余金合計	2,051,975	2,190,979
株主資本合計	2,613,975	2,752,979
純資産合計	2,613,975	2,752,979
負債純資産合計	3,025,312	3,191,643

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
売上高	2,441,353	2,549,241
売上原価		
商品売上原価		
商品期首棚卸高	-	-
当期商品仕入高	34	13,026
合計	34	13,026
商品期末棚卸高	-	116
商品売上原価	34	12,910
当期製品製造原価	1,491,476	1,535,215
売上原価	1,491,510	1,548,126
売上総利益	949,842	1,001,115
販売費及び一般管理費		
役員報酬	95,310	95,580
給料及び手当	363,505	362,352
賞与	-	11,794
賞与引当金繰入額	20,724	7,555
役員退職慰労引当金繰入額	6,744	6,163
減価償却費	6,439	5,155
のれん償却額	4,912	4,912
顧客関連資産償却額	5,291	5,291
その他	252,659	280,188
販売費及び一般管理費合計	742,097	778,993
営業利益	207,745	222,122
営業外収益		
受取利息	0	0
受取補償金	3,871	41,385
補助金収入	-	8,000
雑収入	732	103
営業外収益合計	4,604	49,489
営業外費用		
支払利息	718	320
営業外費用合計	718	320
経常利益	211,631	271,291
特別損失		
固定資産除却損	50	2,464
特別損失合計	50	2,464
税引前当期純利益	211,581	268,827
法人税、住民税及び事業税	77,988	72,404
法人税等調整額	6,820	6,818
法人税等合計	71,168	79,223
当期純利益	140,412	189,604

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)		当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		556,514	37.2	574,987	37.7
労務費		559,958	37.4	576,558	37.8
経費		380,358	25.4	375,212	24.5
当期総製造費用		1,496,832	100.0	1,526,757	100.0
仕掛品期首棚卸高		5,631		10,987	
合計		1,502,464		1,537,745	
仕掛品期末棚卸高		10,987		2,530	
当期製品製造原価		1,491,476		1,535,215	

(注) 経費の主な内訳は、次の通りであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当事業年度(千円) (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
賃借料	128,279	129,375
減価償却費	52,730	38,966
荷造運搬費	66,079	69,114
外注費	77,871	70,505

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益剰 余金			
当期首残高	286,000	276,000	276,000	2,500	840,000	1,184,062	2,026,562	2,588,562	2,588,562
当期変動額									
剰余金の配当						115,000	115,000	115,000	115,000
当期純利益						140,412	140,412	140,412	140,412
当期変動額合計	-	-	-	-	-	25,412	25,412	25,412	25,412
当期末残高	286,000	276,000	276,000	2,500	840,000	1,209,475	2,051,975	2,613,975	2,613,975

当事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益剰 余金			
当期首残高	286,000	276,000	276,000	2,500	840,000	1,209,475	2,051,975	2,613,975	2,613,975
当期変動額									
剰余金の配当						50,600	50,600	50,600	50,600
当期純利益						189,604	189,604	189,604	189,604
当期変動額合計	-	-	-	-	-	139,004	139,004	139,004	139,004
当期末残高	286,000	276,000	276,000	2,500	840,000	1,348,479	2,190,979	2,752,979	2,752,979

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	211,581	268,827
減価償却費	59,169	44,122
敷金償却費	1,802	1,512
のれん償却額	4,912	4,912
顧客関連資産償却額	5,291	5,291
賞与引当金の増減額(は減少)	40,710	15,710
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	6,744	6,163
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	718	320
固定資産除却損	50	2,464
売上債権の増減額(は増加)	212,012	90,897
たな卸資産の増減額(は増加)	5,089	9,413
仕入債務の増減額(は減少)	61,313	12,222
未払消費税等の増減額(は減少)	100,751	7,297
その他	19,657	12,641
小計	342,693	268,579
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	718	320
法人税等の支払額	76,643	71,837
営業活動によるキャッシュ・フロー	265,330	196,422
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	29,339	55,050
無形固定資産の取得による支出	-	6,519
敷金の差入による支出	35	51,784
敷金の回収による収入	39	44,453
その他	50	1,429
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,384	70,328
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	11,746	8,851
配当金の支払額	114,406	50,252
財務活動によるキャッシュ・フロー	126,152	59,104
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	109,793	66,989
現金及び現金同等物の期首残高	2,154,550	2,264,344
現金及び現金同等物の期末残高	2,264,344	2,331,333

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貸借対照表価格は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法によっております。

- (1) 商品...個別法による原価法
- (2) 仕掛品...個別法による原価法
- (3) 原材料・貯蔵品...最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	2～15年
機械及び装置	2～6年
車両運搬具	3年
工具、器具及び備品	4～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

のれん

10年間で均等償却しております。

顧客関連資産

効果の及ぶ期間(7年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、前事業年度及び当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかではない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(収益の計上基準)

製品等の販売は、実現主義の原則に基づき、財の引き渡し完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で収益を計上しており、顧客との契約内容並びに出荷及び配送日数に照らし、主として出荷時点で認識しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	49,955千円
--------	----------

(2) 識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は業績予想に基づき将来の課税所得を予測し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。業績予想については収益及び費用に関して過年度実績や策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮した仮定となっておりますが、新型コロナウイルス感染症による影響や経済動向等、不確実性が含まれているため、予想の前提条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年10月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響について、合理的に予測することは困難な状況にあります。今後国内経済の回復傾向は続くものの、当社の事業領域である販売促進用広告の分野においては、新型コロナウイルス感染症の影響から完全に回復するには至らないものと仮定し、当該仮定を重要な会計上の見積り(固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性)に反映しております。

なお、実際の収束時期によっては国内企業の販売促進活動の停滞が続き、それにより当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続について)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を開示しております。

(貸借対照表関係)

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
受取手形	- 千円	1,639千円
電子記録債権	1,073千円	1,598千円

(損益計算書関係)

固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
建物	- 千円	1,035千円
機械及び装置	50千円	1,429千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,300,000	-	-	2,300,000
合計	2,300,000	-	-	2,300,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年1月29日 定時株主総会	普通株式	115,000	50	2019年10月31日	2020年1月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年1月27日 定時株主総会	普通株式	50,600	利益剰余金	22	2020年10月31日	2021年1月28日

当事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,300,000	-	-	2,300,000
合計	2,300,000	-	-	2,300,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年1月27日 定時株主総会	普通株式	50,600	22	2020年10月31日	2021年1月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年1月27日 定時株主総会	普通株式	71,300	利益剰余金	31	2021年10月31日	2022年1月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
現金及び預金勘定	2,264,344千円	2,331,333千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	2,264,344	2,331,333

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、インクジェットプリンター、加工機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法(3) リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
1年内	4,798	4,344
1年超	6,175	5,160
合計	10,974	9,505

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賅っております。余裕資金につきましては安全性の高い短期的な現金及び預金で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理に関する社内規程に従い、営業債権について経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金について、差入先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。営業債務である買掛金について、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成更新することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2.を参照)

前事業年度(2020年10月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,264,344	2,264,344	-
(2) 受取手形	21,741	21,741	-
(3) 電子記録債権	76,259	76,259	-
(4) 売掛金	374,886	374,886	-
資産計	2,737,231	2,737,231	-
(1) 買掛金	121,253	121,253	-
(2) 未払金	17,931	17,931	-
(3) 未払法人税等	39,790	39,790	-
(4) 未払消費税等	18,024	18,024	-
(5) リース債務	13,692	13,692	-
負債計	210,692	210,692	-

当事業年度（2021年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,331,333	2,331,333	-
(2) 受取手形	71,966	71,966	-
(3) 電子記録債権	87,385	87,385	-
(4) 売掛金	404,432	404,432	-
資産計	2,895,117	2,895,117	-
(1) 買掛金	133,476	133,476	-
(2) 未払金	36,504	36,504	-
(3) 未払法人税等	41,772	41,772	-
(4) 未払消費税等	25,321	25,321	-
(5) リース債務	4,840	4,840	-
負債計	241,914	241,914	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、リース債務は流動負債及び固定負債の合計額であります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
敷金	64,744	80,491

敷金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,264,344	-	-	-
受取手形	21,741	-	-	-
電子記録債権	76,259	-	-	-
売掛金	374,886	-	-	-
合 計	2,737,231	-	-	-

当事業年度(2021年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,331,333	-	-	-
受取手形	71,966	-	-	-
電子記録債権	87,385	-	-	-
売掛金	404,432	-	-	-
合 計	2,895,117	-	-	-

4. リース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度(2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	8,851	4,349	490	-	-	-
合 計	8,851	4,349	490	-	-	-

当事業年度(2021年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	4,349	490	-	-	-	-
合 計	4,349	490	-	-	-	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従前より中小企業退職金共済制度に加入しておりましたが、2020年2月1日より確定拠出年金制度に移行しております。

2. 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度への要拠出金額は、前事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)16,011千円、当事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)19,667千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 90名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 70,000株
付与日	2018年10月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自2021年10月21日 至2028年9月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月20日付株式分割(普通株式1株につき10,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	68,600
付与	-
失効	-
権利確定	68,600
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	68,600
権利行使	-
失効	-
未行使残	68,600

(注) 2018年4月20日付株式分割(普通株式1株につき10,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,080
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 2018年4月20日付株式分割(普通株式1株につき10,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法等を用いております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	1,715千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	-千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,975千円	4,028千円
未払事業所税	1,030	1,007
賞与引当金	12,457	7,650
役員退職慰労引当金	34,980	36,866
資産除去債務	6,043	3,483
資産調整勘定	4,065	-
その他	1,420	1,360
繰延税金資産合計	62,973	54,397
繰延税金負債		
顧客関連資産	4,804	3,185
その他	1,395	1,256
繰延税金負債合計	6,199	4,441
繰延税金資産の純額	56,774	49,955

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年10月31日)	当事業年度 (2021年10月31日)
法定実効税率	30.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
住民税均等割	1.1	
留保金課税	1.2	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	
のれん償却額	0.7	
その他	0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6	

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

横浜ファクトリーの不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.858%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
期首残高	7,676千円	7,726千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	50	50
期末残高	7,726	7,777

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、大阪本店・東京本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、インクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

インクジェットプリント事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
フリーユ-株	292,281	インクジェットプリント事業

当事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

インクジェットプリント事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
フリーユ-株	360,966	インクジェットプリント事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

当社は、インクジェットプリント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

当社は、インクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

前事業年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
1株当たり純資産額	1,136円51銭	1,196円95銭
1株当たり当期純利益	61円05銭	82円44銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	60円75銭	82円36銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	140,412	189,604
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	140,412	189,604
普通株式の期中平均株式数(株)	2,300,000	2,300,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	11,488	2,166
(うち新株予約権(株))	(11,488)	(2,166)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年12月20日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止と譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入に関する議案を2022年1月27日開催の当社第36期定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議することを決議し、本株主総会において承認されました。

1. 役員退職慰労金制度の廃止及び打切り支給

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬体系の見直しを行い、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止いたしました。これに伴い、引き続き在任する取締役4名及び監査役1名に対し、これまでの労に報いるため、本株主総会終結の時までの在任期間を対象とし、従来の当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することといたしました。なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時といたします。

2. 本制度の導入目的及び導入条件

当社の取締役の報酬限度額は、2016年8月29日開催の当社臨時株主総会において、年額200,000千円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20,000千円以内として割り当てることを株主の皆様にご承認をいただいております。

3. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割り当て及び払込み

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記2.の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割り当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役(社外取締役を除く。)が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限株式の総数

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割り当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割り当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割り当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(自己株式の取得)

当社は、2021年12月29日開催の臨時取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下の通り、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対して交付する譲渡制限付株式に充当するため。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	普通株式
(2)取得し得る株式の総数	10,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.4％）
(3)株式の取得価額の総額	11,000,000円（上限）
(4)取得期間	2021年12月30日～2022年2月22日
(5)取得方法	東京証券取引所における市場買付

3. 取得結果

上記決議に基づき、当社普通株式10,000株（取得価額9,980,900円）を取得し、2022年1月19日に当該決議に伴う自己株式の取得を終了いたしました。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	28,740	24,785	5,460	48,066	10,687	3,885	37,378
機械及び装置	450,181	26,122	32,782	443,521	402,390	27,865	41,130
車両運搬具	632	-	-	632	632	-	0
工具、器具及び備品	7,369	2,834	-	10,204	7,564	756	2,640
リース資産	43,949	-	14,252	29,697	25,219	7,883	4,478
その他	2,769	1,307	1,575	2,501	1,231	1,358	1,269
有形固定資産計	533,643	55,050	54,069	534,623	447,726	41,749	86,897
無形固定資産							
ソフトウェア	10,011	6,519	-	16,530	9,374	2,322	7,156
のれん	49,125	-	-	49,125	24,699	4,912	24,426
顧客関連資産	37,000	-	-	37,000	26,591	5,291	10,408
無形固定資産計	96,137	6,519	-	102,656	60,664	12,526	41,991
長期前払費用	3,758	1,148	2,683	2,223	480	362	1,743

(注) 当期増減額のうち主なものは次の通りであります。

建物	増加	東京本社移転に伴うもの	22,760千円
機械及び装置	増加	インクジェットプリンター及び加工機	26,122千円
	減少	設備更新のための除却	32,782千円
リース資産	減少	リース期間満了	14,252千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	8,851	4,349	3.3	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,840	490	2.0	2022年11月～ 2023年1月
合計	13,692	4,840	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	490	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	40,710	25,000	40,710	-	25,000
役員退職慰労引当金	114,316	6,163	-	-	120,479

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
銀行預金	
当座預金	1,800,000
普通預金	530,532
別段預金	800
合計	2,331,333

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)セガ	44,232
(株)クレスト	21,580
デコラティブシステム(株)	3,118
新日本印刷(株)	1,966
レプラスデザイン(株)	569
その他	499
合計	71,966

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2021年11月(注)	6,763
12月	3,674
2022年1月	51,387
2月	10,140
合計	71,966

(注) 期末日満期受取手形の会計処理については、決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、11月期日の金額には期末日満期受取手形1,639千円が含まれております。

八．売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
フリーユ(株)	63,916
(株)ビーツ	37,756
(株)クレスト	14,883
(株)美工	9,335
(株)世真	7,848
その他	270,691
合計	404,432

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
374,886	2,826,706	2,797,160	404,432	87.37	50

(注) 当期発生高には消費税等を含んでおります。

二．電子記録債権
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
フリーユ(株)	61,673
(株)ファースト	12,138
東洋紙業(株)	11,725
(株)高速オフセット	1,216
凸版印刷(株)	381
その他	250
合計	87,385

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2021年11月(注)	53,172
12月	4,867
2022年1月	21,065
2月	8,279
合計	87,385

(注) 期末日満期電子記録債権の会計処理については、決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、11月期日の金額には期末日満期電子記録債権1,598千円が含まれております。

ホ．商品

品目	金額（千円）
デジタルサイネージ機材	116
合計	116

ヘ．仕掛品

品目	金額（千円）
制作工程仕掛品	2,530
合計	2,530

ト．原材料

品目	金額（千円）
制作用材料用紙等	7,424
合計	7,424

負債の部
イ．買掛金

相手先	金額（千円）
アイケーシー(株)	16,729
(株)シージェーピーグラフィックス	12,800
(株)フジテックス	12,461
ジェットグラフ(株)	11,223
(株)ニップコーポレーション	6,622
その他	73,638
合計	133,476

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	479,977	1,293,528	1,907,159	2,549,241
税引前四半期(当期)純利益又は税引前 四半期純損失()(千円)	6,692	157,088	192,445	268,827
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 ()(千円)	4,597	107,291	131,440	189,604
1株当たり四半期(当期)純利益又は1 株当たり四半期純損失()(円)	2.00	46.65	57.15	82.44

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり 四半期純損失()(円)	2.00	48.65	10.50	25.29

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年10月31日
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日、毎年10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://www.bandp.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、英知興産株式会社であります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第35期)(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)2021年1月28日近畿財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付資料
2021年1月28日近畿財務局長に提出。
- (3) 臨時報告書
2021年1月28日近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。
- (4) 四半期報告書及び確認書
(第36期第1四半期)(自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)2021年3月12日近畿財務局長に提出。
(第36期第2四半期)(自 2021年2月1日 至 2021年4月30日)2021年6月10日近畿財務局長に提出。
(第36期第3四半期)(自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)2021年9月10日近畿財務局長に提出。
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 2021年12月30日 至 2021年12月31日)2022年1月14日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年1月27日

株式会社ビーアンドピー
取締役会 御中

P w C 京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 若山 聡満 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浦上 卓也 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーアンドピーの2020年11月1日から2021年10月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーアンドピーの2021年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識（売上高の期間帰属）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ビーアンドピー（以下「会社」という。）は、広告製品の制作・販売を主たる事業としており、損益計算書において売上高2,549,241千円を計上している。</p> <p>広告製品の販売は、実現主義の原則に基づき、財の引渡が完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で売上高が認識される。注記事項（重要な会計方針）「5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、会社は、主として広告製品の出荷日付を販売が実現したと判断される時点として売上高を認識している。</p> <p>売上高については、以下の理由から、決算月の売上高が、適切な期間に計上されないリスクが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績予想が外部投資家へ公表されているため、販売部門は目標達成のためのプレッシャーを感じる可能性があること ・業績予想は年間単位で出されており、目標未達の場合におけるプレッシャーは、決算月で高くなること ・決算月付近の売上高には財務諸表作成までの期間に、入金予定日が到来していないため、入金の確認がなされない可能性があること <p>以上から、当監査法人は、売上高の期間帰属の適切性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社ビーアンドピーの売上高の期間帰属の妥当性を検討するにあたり、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>販売プロセスにおける売上計上に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。当該内部統制の評価に当たっては、販売部門と独立した制作部門管轄の出荷業務関連証憑や経営管理部門による請求・入金関連証憑を照合する統制に焦点をあてた。</p> <p>(2) 売上高が適切な会計期間に認識されているか否かの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算月付近の売上高に対応する売上債権の残高確認を決算日基準で実施し、修正すべき売上高の有無、当監査法人の取引の理解と不整合な理由による確認差異の有無を検討した。 ・期末月及びその翌月の売上明細について、サンプリングにて、出荷関連資料と照合した。 ・決算月の翌月の取引として記帳された売上取消に係る仕訳の内容を確認し、当事業年度売上上の修正の有無を検討した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。